

第十九回国会 衆議院 通商産業委員会 議録 第四十九号

(10110)

昭和二十九年五月十八日(火曜日)

午後一時四十九分開議

出席委員

委員長 大西 禎夫君

理事小平 久雄君 理事首藤 新八君

理事中村 幸八君 理事山手 満男君

理事加藤 鏡造君

小川 平二君 始関 伊平君

田中 龍夫君 笹本 一雄君

長谷川四郎君 加藤 清二君

齋木 重一君 中崎 敏君

川上 貫一君

出席國務大臣

通商産業大臣 愛知 揆一君

出席政府委員

通商産業事務官 徳永 久次君

(重工業局長)

通商産業事務官 川上 為治君

(鉱山局長)

委員外の出席者

議員 小笠 公昭君

専門員 谷崎 明君

本日の会議に付した事件

小委員会設置に関する件

小委員の補欠選任

総合燃料対策及び地下資源開発に関する小委員長より中間報告聴取

中小企業安定期法の一部を改正する法律案(小笠公昭君外二十七名提出、衆法第三六号)

航空機製造法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三八号)

大西委員長 これより会議を開きます。

まず小委員の補欠選任につきお諮りいたします。去る三月二十九日笹本一雄君が委員を辞任せられ、同月三十一日再選せられましたので、小委員については従前通りとすること。次に齋木重一君が去る三月二十日委員を辞任せられて、翌々二十二日再選せられましたので、同君を電気に関する小委員及び中小企業に関する小委員に選任すること。次に中小企業に関する小委員、加藤清二君の辞任を許可し、木材利用に関する小委員に補欠選任すること、以上決定するに御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

大西委員長 それでは、それ／＼そのように決定いたします。

大西委員長 次に請願及び陳情書審査小委員会設置の件についてお諮りいたします。本日現在当委員会に付託せられました請願は合計百十二件、送付されました陳情書は二百八十八件となつております。これは別に小委員会を設置して、審査するのが適当であると思われまので、請願及び陳情書審査小委員会を設置するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

大西委員長 それではさよう決定いたします。

なお小委員の員数及び氏名並びに小委員長の選任につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

大西委員長 それでは、後ほど公報をもつてそれ／＼御通知申し上げますと存じます。

大西委員長 次に、総合燃料対策及び地下資源開発に関する小委員長より発言の通告がありますので、この際これを許します。始関伊平君。

始関委員 中村小委員長がのどを痛めておりますので、便宜私から、地下資源小委員長の第二回中間報告といたしまして、鉱山の減耗抑制制度に関する調査研究並びにゲルマニウム鉱業の振興に関する調査研究の結果を御報告申し上げます。

わが小委員会におきましては、前回の中間報告後、去る十四日まで、前後四回にわたり、これらの問題について討議を繰返しまして、ようやくこの結論を得ましたので、ここに御報告を申し上げる次第でございます。

減耗抑制制度と申しますのは、鉱山において年々の採掘で鉱量が減少して行くから、これを補填して、鉱山経営の基礎を安定確立せしむるため、採掘した鉱量に見合うだけの鉱量を確保するために必要な探鉱費を、鉱業会社の所得から別途積立てを行うという税法上の措置であります。金属鉱物が、基礎物資としての重要性、従つてその資源開発が一国の経済に及ぼす重大性に思いをいたすならば、これらの措置はまさに当然のことと申さなければなりません。従いまして、米、国、カナダ、

フランス等の諸外国においても、それぞれこの種の制度を実施しており、中にはすでに四十年の久しきにわたつておるものもあります。このことは鉱山の特殊性によるものでありまして、わが国といえども、もちろん例外ではあり得ないのであります。ことに現在相当の巨額に達しておる鉱物資源の輸入を防退いたしまして、経済自立の達成に資するという見地からいたしまして、地下資源開発の急務が絶叫せられておるのでございまして、この際においては、特にしかりといわなければなりません。諸外国がそれ／＼この種の特別措置を講じておる際、わが国だけがひとりその除外例となりまして、それが、それだけ国際競争上、わが国を不利の地位に置くことになると思ふのであります。本件に関する大蔵当局の見解は次のようであります。

探鉱促進のためには、従来とも税法上相当に考慮しておる。すなわち探鉱が失敗した場合は、その経費をすべて損金扱いにして来たから、これによつて鉱山会社は大幅に利益を保留しておるはずであり、さらに今回の租税特別措置法の一部改正によつて、探鉱が成功した場合にも、その経費の半額を特別償却その他の方法で損金扱いにすることにいたしましたから、これによつて新鉱床の探鉱は十分に促進せられるはずである。ことに租税特別措置法の一部を改正した直後のことでもあり、少くとも一年ぐらゐの間は実施の効果を注視し、その模様によつて、あらためて考

慮をすることにしたというのであります。しかしながらこのような実績本位の制度では、必要な探鉱はとうていできないのでありまして、このことは実施の結果をまつまでもなく、すでに今日においてもあまりにも明白であると考えられます。現に今までの実例に徴しても、好況の直後である最近一箇年間に採掘した鉱量は、八百五十万トンであります。これに対してこの一年間に探鉱によつて開発せられた鉱量は、僅々二百八十万トンにすぎません。従つてかりに探鉱費の全額を損金に落したとしても、その探鉱によつて補填せられる鉱量は、実際に採掘した鉱量の三分の一にすぎないのであります。これは好況時の実例であります。いわんや不況時においては、直接生産に関係なく、当るか当らぬかさえもわからぬ探鉱などには、とうてい経費をさく余裕のないことは申すまでもございませぬ。かくて鉱山経営の基礎は、年々ジリ貧の一途をたどることとなり、せつかくの地下資源も未開発のまま、その存在さえも知られず、やみからやみへ葬り去られることとなるのであります。

なお探鉱を行うについては、設備、装置や熟練した技術者並びに労務者などを必要とする関係上、好況時において資金に余裕を生じたからとて、一挙に大規模の探鉱を断行することは、この方面からも制約せられるのであります。結局景気のかんにかかわらず、常に一定の探鉱を安心して継続できる

よう、かの電気事業の潜水準備金制度や海運業の船舶修繕引当金制度あるいは鉄鋼業の溶鉱炉修繕引当金制度等に見られるごとく、鉱山においても、好況時の所得から相当の控除をやつて、積み立てさせることが必要だと思つてあります。かような見地から、小委員会の結論としては、この際通産委員会において、お手元に配付いたしました草案のような決議をなすべきであるということに、総員意見の一致を見た次第であります。

次に、ゲルマニウム工業の振興についてであります。ゲルマニウムは、御承知のごとく、僅々数ミリグラムを用いたトランジスタが優に真空管同様の働きをするというほどすぐれた電氣的性質を有し、従つて電気通信機や医薬品等の材料として、今や画期的成績を上げつつあることは御承知の通りであります。しかもわが国は資源的にすこぶる恵まれていたのであります。わが国においては石炭を初め、金、銅、亜鉛その他の非鉄金属鉱物中に含まれており、特にわが国の石炭は第三紀層に属する関係上、その含有率が著しく高いのであります。現在米、英、ベルギー等、欧米諸国の生産量を全部合せても、年間一トン程度にすぎないのであります。わが国においては今申し述べた諸鉱物から年間一トンのゲルマニウムを回収することは、資源的に見まして確実であるという見通しが立つておるのであります。

採算的に不利なゲルマニウム工業を育成するため、税法上その他の保護政策についても、有効適切な措置を講ずべきであると思つてあります。

かような観点から、通産委員会において、別紙のごとく——この別紙はお手元に配りました草案のように決議すべきであるということに、全員意見の一致を見た次第であります。

なお本件に関する電気通信委員長よりの申入れに対しましては、別紙草案のように回答すべきであるとのこと、これまた意見の一致を見た次第であります。

以上をもつて私の報告を終る次第でございます。

○大西委員長 以上で小委員長よりの発言は終了しました。ただいまの発言中の決議の件に關しましては、これを当委員会の決議として決定し、関係政府当局に送付いたしたいと存じます。御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○大西委員長 それでは、さよう決定いたします。

それでは通産大臣よりこれに対する所見を求めます。愛知通産大臣。

○愛知通産大臣 たいま当委員会において御決議になりました鉱床補填積立金制度に関する決議でございますが、この件につきましても、政府におきましても、この御趣意につきましても、全然同感でありまして、実はたゞいま御決議のような趣旨を、さらに租税特別措置法の改正の際におきまして、政府側といたしましても立案いたしましたと考えておつたような次第でございます。今回の御決議によりまして、さかんに決意を新たにいたしましたして、ぜひ

かような趣旨が租税の法律の上に実現されますように、この上とも努力いたしたいと考える次第でございます。

次に、ゲルマニウム工業の振興に関する決議につきましても、ゲルマニウムが電気半導体としてきわめて優秀な性能を有することにかんがみまして、たゞいま御決議の趣旨に沿ひまして、ゲルマニウム鉱業の飛躍的な発展をはかるために、各般の有効適切な行政措置を講ずるよう、一段と努力をいたしたいと存する次第でございます。

(参照)

鉱床補填積立金制度に関する決議案

最近における国際收支の状況にかんがみ、国内における地下資源の開発が強く要望せられるに至つたが、新鉱床の開発が著しく遅延しているわが国鉱業の現状においては、地下資源の急速な開発を実施するためには、その前提である探鉱の積極的推進が必要とされるのである。しかるにこれに要する資金は、その性質上一般市場において調達することが極めて困難であるため、この資金を予め企業内部に留保できるよう税制上の特別措置を講ずることが、今や地下資源の開発のための急務と言わなければならぬ。この点今回の租税特別措置法の改正ではなお不十分であつて好況時、不況時を通じて必要な探鉱を可能ならしめるため、進んで鉱床補填積立金制度について欧米諸国において既に実施しつづつある事例をも検討の上、本制度を可及的速かにわが国にも実施するよう措置することが必要である。

ゲルマニウム工業の振興に関する決議

ゲルマニウムが電気半導体として極めて優秀な性能を有し、電気通信機、医薬品等の材料として画期的効果をもたらしつつあること、而も我が国が其資源に恵まれ、我が国特有の第三紀層石炭中に多量に含有せられる実状に鑑み、政府は、ゲルマニウム鉱業の飛躍的発展をはかるため、資源の調査、其回収、高度の利用等に関し万遺憾なきを期する様、有効適切な行政措置を講ず可きである。

右決議する。

○大西委員長 なお電気通信委員会より、当委員会に申入れのありました件につきましても、お手元に配付いたしたるをいたしたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○大西委員長 それではさよう決定いたします。

(参照)

ゲルマニウム工業の振興に関する貴委員会よりの意見申入れに対する回答

ゲルマニウムの電氣的特性並にわが国に於ける賦存状況に鑑み、本件については、当委員会においても、夙に重大なる関心をもつて調査研究中である。

スターは漸く試作の段階に達したに過ぎない。

ついでには、御要望の次第もあり、此際斯業の飛躍的発展をはかるため、更に積極的行政措置を講ずるよう、別紙の如く政府に申入れ、主務大臣はこれを全面的に諒承した。右御回答申上げる。

昭和二十九年五月十八日
通商産業委員長 大西 禎夫
電気通信委員長 成田知巳殿

○大西委員長 次に、昨十七日当委員会に付託せられました中小企業安定法の一部を改正する法律案を議題とし、提案者よりその提案理由の説明を求めます。小笠公昭君。

中小企業安定法の一部を改正する法律案
中小企業安定法の一部を改正する法律

中小企業安定法（昭和二十七年法律第二百九十四号）の一部を次のように改正する。

第十四条に次の一項を加える。

3 第二十九条第二項の規定による命令があつた場合において、当該命令に係る調整組合の解散は、第二十八条において準用する中小企業等協同組合法第六十二条第一項の規定にかかわらず、通商産業大臣が解散の届出を受理した日から二週間を経過しなければ、その効力を生じない。

第十五条第四号中「購入価格の制限」の下に「これらの制限を確保するための原材料の検査を含む。」を加える。

第十六条第一項但書中「制限を緩和するものであるとき」の下に「第二十九條第二項の規定による命令があつた場合において、当該命令に係る調整規程の定むる当該命令に係る制限を緩和するものであるときを除く。」を加える。

第十八條に次の一項を加える。
3 通商産業大臣は、第二十九條第二項の規定による命令をしようとするとき、又はした後において、特に必要があると認めるときは、当該命令に係る調整組合に対し、その調整規程を変更すべきことを命ずることができる。
第十八條の次に次の一條を加える。

(調整規程の廃止)
第十八條の二 第二十九條第二項の規定による命令があつた場合においては、当該命令に係る調整規程の廃止は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
第二十六條第四号中「購入價格の制限」の下に「これらの制限を確保するための原材料の検査を含む。」を加える。

第二十九條の見出しを「生産数量等の制限に関する命令」に改め、同条第一項中「当該業種に係る産業及びその関連産業の存立」を「当該業種に係る産業の存立及びその関連産業」に、「当該業種に係る事業を営む者のすべて」に改め、当該調整規程に定める制限と實質的に同一内容を有する制限に従うべきことを勧告し、又は通商産業省令をもつて命ずることができる。」を

「当該総合調整計画又は調整規程の内容を参しやくして、通商産業省令をもつて、当該業種に係る製品の生産数量、出荷数量、販売方法、生産設備若しくは販売價格又はその原材料の購入方法若しくは購入價格に関する制限を定め、当該業種に属する事業を営む者のすべてに對し、これに従うべきことを命ずることができ」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 通商産業大臣は、前項の規定に該當し、且つ、左の各号に該當する場合において、当該業種に關し同項に規定する事態を除去するための措置として特に必要と認めるときは、前項の命令に代えて、当該業種に属する事業を営む者のすべてに對し、当該連合会に属する調整組合又は当該業種に属する事業を営む者の大部分が加入している一の調整組合の調整規程の定の全部若しくは一部を指定し、その定に従うべきことを通商産業省令をもつて命ずることができ。この場合においては、通商産業大臣は、当該業種に属する事業を営む者がその調整規程に従うべき調整組合を指定してしなければならない。

一 当該連合会(會員たる調整組合を含む)又は調整組合が本項の規定による命令に係る総合調整計画又は調整規程を公正且つ能率的に運用するに十分なものであること。
二 当該業種に属する事業者で当該総合調整計画又は調整規程の適用を受けないものの数が当該

業種に属する事業者の総数に比して極めて少い場合であること。
三 当該業種に属する事業者で当該総合調整計画又は調整規程の適用を受けないものがある設備の生産能力の合計が当該業種に属する事業者の所有する設備の生産能力の合計に比して少い場合であること。

同条第三項を第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。
3 通商産業大臣は、前項の規定による命令をする場合においては、期間を定めてこれをしなければならない。但し、特に必要があると認めるときは、その期間を延長することができる。

4 通商産業大臣は、第二項の規定による命令をしようとするときは、通商産業省令で定めるところにより、あらかじめ、当該業種に属する事業を営む者に意見を述べ、機会を与えなければならない。
第二十九條の二中「前条第一項」の下に「又は第二項」を加え、「命令をした場合」を「命令をするに際し、又は命令をした後」に、「通商産業大臣の許可を受けるべき旨を命じ」を「制限をし」に改め、同条の次に次の四條を加える。

(書類の備付及び閲覧)
第二十九條の三 第二十九條第二項の規定による命令があつた場合において、調整組合の理事は、当該命令に係る調整規程の定の運用に關する書類であつて通商産業省令で定めるものを作成し、且つ、これを主たる事務所に備えて置か

なければならぬ。
2 第二十九條第二項の規定による命令があつた場合において、当該命令に係る業種に属する事業を営む者は、何時でも、理事に對し、前項の書類の閲覧又は謄写を求め、理事は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。
(通商産業大臣の監督)

第二十九條の四 通商産業大臣は、第二十九條第二項の規定による命令をした場合において、当該命令の円滑な実施を確保し、当該命令に係る業種に属する事業を営む者の便益に資するため必要な限度において、当該命令に係る連合会又は調整組合に對して、当該命令に係る業務に關し、期間を定めて、必要な措置をとるべき旨を命ずることができる。
(役員等の選任及び解任)

第二十九條の五 通商産業大臣は、第二十九條第二項の規定による命令をした場合において、当該命令に係る連合会若しくは調整組合の役員若しくは検査員が法令若しくは定款に違反し、若しくは総合調整計画若しくは調整規程を不当に運用したと認めるとき、又は役員若しくは検査員たるに適しない非行をしたと認めるときは、これを解任することができる。
2 通商産業大臣は、第二十九條第二項の規定による命令をした場合においては、特に必要があると認めるときは、当該命令に係る連合会又は調整組合の役員又は検査員を選任することができる。

3 第二十九條第二項の規定による命令があつた場合においては、当該命令に係る連合会若しくは調整組合の検査員又は前項の規定により選任された役員は、通商産業大臣の認可を受けなければ、その効力を生じない。
(不服の申立)

第二十九條の六 第二十九條第二項の規定による命令があつた場合において、連合会又は調整組合のした処分であつて当該命令に係るものに不服のある者は、その旨を記載した書面をもつて通商産業大臣に不服を申し立てることができる。
2 通商産業大臣は、前項の申立があつたときは、不服の自由を審査した後文書をもつて決定し、その写を不服の申立をした者及び不服の申立に係る処分をした連合会又は調整組合に送付しなければならない。

3 通商産業大臣は、前項の決定に基き、第一項の申立に係る処分を取り消し、又は変更することができる。
第三十條第一項中「第十八條第一項」の下に「若しくは第三項」を加え、同条第二項中「勧告又は」を削り、同条第三項中「認可」の下に「又は第二十九條第二項の命令若しくは同条第三項但書の規定による期間の延長」を、同条第四項中「第十八條」の下に「第一項又は第二項」を加える。

第三十條の二第一項中「若しくは」第十六條第一項の規定(第二十七條においてこれらの規定を準用する場合

合を含む。」を「第十六条第一項若しくは第十八条の二(第二十七條においてこれらの規定を準用する場合を含む)若しくは第二十九條の五第三項の規定」に、「第十八條の規定(第二十七條においてこれらの規定を準用する場合を含む)」を「第十八條(第二十七條においてこれらの規定を準用する場合を含む)」、第二十九條第三項但書、第二十九條の四、第二十九條の五第一項若しくは第二項若しくは第三項の規定」に、「第二十九條第一項の規定による命令若しくは命令」を「第二十九條第一項若しくは第二項の規定による命令」に改め、「第二十九條の二の下に」若しくは第二十九條の三第一項を加え、「勸告」を削る。

第三十一条第一項中「その団体」を「指定業種に属する産業の設備を設置している若しくはこれらの者をもつて組織する団体」に改め、同条第二項中「前項」を「前二項」に、「職員」を「職員又は検査員」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 通商産業大臣は、第二十九條第一項又は第二項の規定による命令を実施する場合において、当該命令を執行するため必要な限度において、前項の検査を実施するにつき当該命令に係る連合会又は調整組合の検査員をして必要な補助をさせることができる。

第三十一条の次に次の一條を加える。
(組合の役員等の地位)
第三十一条の二 第二十九條第一項

の規定による命令があつた場合においては前条第二項に規定する検査員及び第二十九條第二項の規定による命令があつた場合においては当該命令に係る連合会又は調整組合の役員又は職員であつて当該命令に係る業務に従事する者は、刑法(明治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第三十二条中「及び第二十九條第一項の規定による勸告を受けた者が当該勸告に基いて行ふ行為」を削る。

第三十四条中「又は第二十九條の勸告若しくは命令」を「第二十九條第一項若しくは第二項の命令又は第二十九條の二の命令」に改め、同条に次の一項を加える。

2 通商産業大臣は、前項の諮問が第二十九條第二項の命令に係るものであるときは、同条第四項の規定による意見の要旨を審議会に報告しなければならない。

第三十五条の次に次の一項を加える。

2 通商産業大臣は、第二十九條第一項若しくは第二項又は第二十九條の二の規定による命令をした場合においては、当該命令に係る許可、承認、申請、申立、申出、届出及び報告については、通商産業省令の定めるところにより、都道府県知事を経由させることができる。

第三十五条の三を次のように改める。
(権限の委任)

第三十五条の三 通商産業大臣は、政令の定めるところにより、この法律に規定する権限の一部を通商産業局長又は都道府県知事に委任することができる。

第三十七條中「第二十九條第一項」の下に「若しくは第二項」を加え、「二年以下の懲役又は」を削る。

第三十八條中「一年以下の懲役又は」を削る。

第三十九條中「六月以下の懲役又は」を削る。

第四十一条中「前四条」を「前五条」に改め、同条を第四十二条とし、同条の次に次の一條を加える。

第四十三条 第二十九條の三の規定に違反して書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をし、又は正当な理由がないのにその書類の閲覧若しくは謄写を拒んだ調整組合の理事は、三万円以下の過料に処する。

第四十条の次に次の一條を加える。

第四十一条 第十八條第三項(第二十七條において準用する場合を含む)又は第二十九條の四の規定による命令に違反した調整組合又は連合会の理事は、三万円以下の罰金に処する。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 この法律施行前に改正前の第二十九條第一項又は第二十九條の二の規定に基いてした命令は、それぞれ改正後の第二十九條第一項又は第二十九條の二の規定に基いて

したもののみならず。

○小笠公器君 今回本通商産業委員会に付託となりました中小企業安定法の一部を改正する法律案につきまして、提案者を代表いたしましたして提案の理由とその大要を申し上げます。

わが国経済に占める中小企業の重要性及びわが国の中小企業が現在当面している種々の困難な問題につきまして、皆極御案内の通りであります。現在中小企業が直面している不況の原因の一つは、相対的な設備過剰に基づく過度の競争にあることは論をまたないところであります。中小企業安定法は各方面にわたつて要請されるべきところであり、中小企業自体がみずから団結し、その組織の力をもつてその不況に対処することが最も肝要なこともまた論をまたないところであります。

中小企業安定法がかかる観点に立つて、中小企業安定策の一環として制定されたものであります。中小企業御承知の通りであります。中小企業安定法の施行以来すでに二年近くになり、その間調整組合も百を越えるに至り、その成果については多く見べきものがあるものであります。何と申しましたも中小企業はその規模が小さく、その数も多く、全国に広く分布してありまして、その組織化についていまだに多くの問題を残しているのがあります。特に調整組合の結成、その調整事業の遂行にあたりましては、常にアウトサイダーの問題が存在して、アウトサイダーの規制につきましては、本法制定当時から多くの論議を生じたところでありまして、昨年の第十

六国会におきます本法の改正につきましても、この点に重点が置かれましたのであります。アウトサイダー規制に関する第二十九條の通商産業大臣の命令につきましては、爾來関係方面で種々検討を加えていたものであります。戦後の経済政策のあり方と関連して、前回の改正に際しまして単に第二十九條の規定の範囲内で改正を加えるにとどまっていたのであります。

しかるにその後、政府においてマツチ製造業及びタオル製造業等について第二十九條命令を現実に発動することになるに至りまして、アウトサイダー規制の方法として新たに現行の第二十九條命令の規定に実質的に改正を加える必要が生じたのであります。さらに昨年暮れから屢次にわたつて強化された金融引締政策及び今国会で成立した均衡予算に基く財政政策が、わが国経済の再建のためにやむを得ないものであり、そのねらいが大企業を中心とする放漫経営の是正にあるとして、その結果が中小企業に大きな影響を与えることが明らかでありまして、今回の新しい経済政策はこの中小企業に対する影響をいかに緩和するかにその成否がかかっているともいえるのであります。

このような事態に対処するため中小企業安定法の一環として中小企業安定法の運用について検討を加え、中小企業自体の自衛策としてその団結を容易にし、アウトサイダー規制に関する関係規定を整備し、調整組合の機能を強化しようとするのが今回の改正の主眼点をなしているものであります。今回提出いたしました改正法案のおもなる点の概要を申し上げますと、第

一に、アウトサイダー規制に関する通商産業大臣の調整命令の発動形式として、新たに現行のものほかに、一定の条件のもとにすなわちいわゆるアウトサイダーはごくわずかである。あるいは調整組合が調整機能を遂行するに足る資格を備えておるといふような一定の条件のもとに、当該業種に属する事業を営む者のすべてに対して、調整組合の調整規程の全部または一部に従うべきことを命ずることが出来る制度を設けたことである。

調整命令の内容として、製品の生産数量、出荷数量、販売価格、販売方法生産設備の制限等があるものであります。現行法の政府の直接統制方式によりましては、現在の行政機構及び行政機能をもつては多くの問題が存在するのであります。今後の中小企業行政を考へるとき、調整組合の機構及び機能を活用することが適切であり、また望ましいあり方であると考へるのであります。

ただアウトサイダー規制は、現在の考へ方をもつてすれば、国家的要請に基く一種の統制でありまして、戦後の民主化政策の考へ方からすれば、このような制度は国家の直接統制に対するいわば例外的な措置でありますので、その発動は一定の期間を限つて行い、必要があればさらに延長するという考へ方をとつてゐるのであります。また調整組合自体がこのような制度に適した構成を持つてゐる場合及びアウトサイダーが少数の場合に限定してゐるのであります。さらにこの新しい制度につきましては、この制度の本質にかんがみまして、種々の関係規定を設けておきます。

その一は、この命令を——この命令につきましては説明の便宜上第二十九条第二項命令と呼び、現行の命令を同条第一項命令と呼ぶことにいたし、また——この第二項命令をするにあたりまして、アウトサイダーの意見を聞く機会を与へてゐる点であります。いわゆる組合統制におきまざる戦前の工業組合法あるいは輸出組合法、商業組合法等のアウトサイダー命令は事前にアウトサイダーの意見を聞くの措置を講じなかつたのであります。ここに新しく事前に意見を聞く機会を与へたのであります。

その二は、調整組合及び連合会に一種の調整権ともいふべき権限を与へてゐるために、調整の公正な運用を期するため、調整組合及び連合会に対する通商産業大臣の監督措置を整備したことであります。

その三は、調整組合または連合会とした処分に對して不服のある者に対し、通商産業大臣に対する不服の申立てを認めたこと等であり、また、

おもなる改正点の第二は、現行の第二十九条第一項の通商産業大臣の命令に関する規定の改正であります。

第二十九条第二項命令の制度が新たに設けられまして、調整規程に従ふべきことを命じ得るようになったのであります。第一項命令はいわば多少高度の観点に立つ直接統制となり、その命令は本法の性格上、調整規程又は総合調整計画を参酌して決定はしますが、国家的観点に立つて決定し得るようになつたのであります。

その他第二十九条第一項命令、第二項命令のあつた場合にいづれもその実施の確保をはかるために、組合の検査員

をして必要な補助をさせることができるとして、行政機能の補完をはかり、第二十九条の二の規定による生産設備の新設制限に関する命令につきましては、第二十九条命令と同時に発動できるように改め、さらにその他の関係事項を整備してゐるのであります。以上をもつて本改正法案の提案の理由につきまして概要を述べたのであります。何とぞすみやかに御審議いただきまして、御賛同を得ますようお願い申し上げます。

○大西委員長 以上で提案理由の説明は終了しました。

次に航空機製造法の一部を改正する法律案を議題といたします。質疑の通告がありますので、順次これを許します。川上貫一君。

○川上委員 通産大臣にお伺いいたしますが、今度の一部改正で届出制を許可制にするというところがまず中心の問題であつたわけですが、審議会の案によると、助成措置が考へられておると、ところが今度の改正案には助成措置がない。助成措置がある方がよい悪いということとは別問題であります。助成措置といふのがなぜ今度の改正には入らなかつたか、このいきさつがあるはずでありますから、これをまず承りたい。

○愛知國務大臣 別にいきさつというほどのものはございせんが、現在のところ、政府といたしましては、とりあえず認可制度ということによつて、目的を達成いたし得るといふふうを考へておるのでございまして、将来長きにわたりますので、航空機製造については、さらに検討を続けたいと考へておりますが、その問題の一つとして、助

成の措置も考へたいと思つております。

○川上委員 そうすると、今後助成措置については考へるつもりである、こゝう理解しておいてよろしうございませうか。

○愛知國務大臣 逆に現在のところは、さしあたり助成の措置は法律で定める必要はあるまい、こゝういふふうに考へておるわけでございます。

○川上委員 それは少し内容が違うのじやないかと思つたのです。通産省の方では助成措置を加へた原案をつくつておつたと思つた。大蔵省が反対したのじやないか。その問題のいきさつについてひとつ率直にこの際答弁していただきたいと思つた。

○愛知國務大臣 先ほど申し上げましたように、別に隠し立てをするような経過があるわけでは全然ないのでございまして、ただいまのところは、この改正法案をもつて十分であらう。将来大きな計画等が考へられます場合に、助成の措置については十分慎重に、財政状況その他を見比べた上で結論を出すべきものである、こゝういふふうを考へておるのでございませう。

○大西委員長 今本会議が始まりました。艦艇貸与協定の問題に入りますので、ぜひ入つてくれという議長からの達しがありましたので、やむを得ず暫時休憩いたします。

午後二時十六分休憩

〔休憩後は開会に至らなかつた〕

昭和二十九年五月二十一日印刷

昭和二十九年五月二十二日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局